

議案第 36 号

八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市文化会館設置及び管理条例（平成 17 年条例第 99 号）の一部を次の
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同
表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すよう
に改正する。

改正後								改正前							
別表 文化会館施設使用料 (単位：円)								別表 文化会館施設使用料 (単位：円)							
区分	部屋名	基本料金						区分	部屋名	基本料金					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
一階	大ホール	10,480	14,670	16,770	25,150	31,430	41,900	一階	大ホール	10,290	14,400	16,460	24,690	30,860	41,140
	洋楽屋1	370	470	520	830	1,000	1,370		洋楽屋1	360	460	510	820	980	1,340
	洋楽屋2	370	580	630	950	1,200	1,570		洋楽屋2	360	570	620	930	1,180	1,540
	和楽屋1	520	730	830	1,250	1,570	2,100		和楽屋1	510	720	820	1,230	1,540	2,060
	和楽屋2	520	730	830	1,250	1,570	2,100		和楽屋2	510	720	820	1,230	1,540	2,060
	ホワイエ・ロビー	1,570	2,200	2,520	3,770	4,720	6,280		ホワイエ・ロビー	1,540	2,160	2,470	3,700	4,630	6,170
二階	サブホール	4,720	6,600	7,550	11,320	14,150	18,850	二階	サブホール	4,630	6,480	7,410	11,110	13,890	18,510
	研修室1	1,000	1,420	1,570	2,410	2,980	3,980		研修室1	980	1,390	1,540	2,370	2,930	3,910
	研修室2	1,000	1,420	1,570	2,410	2,980	3,980		研修室2	980	1,390	1,540	2,370	2,930	3,910
	和室	630	890	1,000	1,520	1,880	2,520		和室	620	870	980	1,490	1,850	2,470
	郷土文化実習室	1,830	2,570	2,930	4,400	5,500	7,330		郷土文化実習室	1,800	2,520	2,880	4,320	5,400	7,200
備考 1～5 (略) 6 利用時間を延長した場合は1時間につき(1時間に満たないときは1時間とみなす。)それぞれの時間当たりの1時間に相当する額を加算する。(ただし、22時以降の延長は1時間につき <u>1,570円</u> 加算) 7～9 (略)								備考 1～5 (略) 6 利用時間を延長した場合は1時間につき(1時間に満たないときは1時間とみなす。)それぞれの時間当たりの1時間に相当する額を加算する。(ただし、22時以降の延長は1時間につき <u>1,540円</u> 加算) 7～9 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市文化会館設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

